

「友達を紹介すると儲かるの？」

マルチ商法トラブルにご注意ください



事例

友人から「仮想通貨に投資すると配当で儲かるし、知り合いを紹介すれば報酬が得られる。資金が必要だが消費者金融で借金をしてもすぐに埋め合わせができる。」と誘われた。消費者金融の数社から50万円を借金をして契約をしたが、不審なので解約したい。支払ったお金を返してほしい。

アドバイス

- 成功した話を聞かされて、簡単にお金が儲かると思って参加しても、借金だけが残る結果になる事があります。簡単に儲かることは絶対にありません。
- 報酬をもらいたいばかりに、友人や知人を強引に勧誘することになり、大切な人間関係を壊すこととなります。
- 親しい友人から誘われても、仕組みのよくわからない投資話ほうのみにしないようにしましょう。
- サラ金から借入れをするなど、金銭的に無理な契約はやめましょう。
- 不審だと思ったら、身近な友人からの勧誘でもきっぱりと断りましょう。
- マルチ商法の場合、契約をして書面を受け取った日から20日以内であればクーリング・オフが出来ます。



何か困ったことがあれば **播磨町消費生活センター**

(079-435-1999)までご相談ください。